

令和8年6月26日

特定技能外国人及び育成就労外国人の円滑かつ適正な受入れの実現に向けた行動規範

本協議会は、本行動規範の遵守を事業者団体、特定技能所属機関及び育成就労実施者に強く求めるとともに、これに違反する特定技能所属機関及び育成就労実施者（以下、「特定技能所属機関等」という。）に対しては、本協議会からの除名を含め厳正に対処し、もって本分野における円滑かつ適正な外国人の受入れを実現する。

1. 林業分野における特定技能外国人及び育成就労外国人（以下、「特定技能外国人等」という。）の円滑かつ適正な受入れを実現するため、当該分野の特定技能所属機関等は、ここで定める行動規範を遵守する。
2. 特定技能所属機関等は、特定技能外国人等の受入れに当たり、出入国管理関係法令、労働関係法令、社会保険関連法令等を遵守するとともに、特定技能外国人等の人権を尊重し、適正な雇用環境の確保を推進する。
3. 特定技能所属機関等は、特定技能制度及び育成就労制度（以下、「特定技能制度等」という。）の意義を理解し、特定技能外国人等の受入れの前提として、生産性向上のための取組や国内人材の確保のための取組（処遇改善や安全衛生対策を含む。）を推進する。
4. 特定技能所属機関等は、特定技能外国人等との相互理解を深め、それぞれの文化や慣習を尊重し、林業の健全な発展や、地域における共生社会の実現に貢献する。
5. 特定技能所属機関等は、悪質な仲介事業者（ブローカー）及び反社会的勢力との関係遮断を徹底する。
6. 特定技能所属機関等は、特定技能制度等への理解を深め、特定技能外国人等が法令や社会生活上のルール等を遵守して本邦に在留できるよう指導、相談対応及び助言を行う。この際、「やさしい日本語」を用いるなど、特定技能外国人等と適切なコミュニケーションを図るよう努める。
7. 特定技能所属機関等は、自ら納付すべき公租公課を適切に支払うとともに、特定技能

外国人等が納付すべき公租公課を適切に支払うよう指導する。

8. 特定技能所属機関等は、特定技能外国人等が外国人であることを理由として差別的な取扱いを受けない就労環境を確保する。
9. 特定技能所属機関等は、暴力、暴言、いじめ及びハラスメントがない就労環境を確保する。
10. 特定技能所属機関等は、特定技能外国人等に対し、雇用期間や技能の習熟等に応じて昇給を行うこと等により、技能と経験に見合った適切な処遇を確保する。
11. 特定技能所属機関等は、労働安全衛生の重要性を理解し、文化及び言語が異なる特定技能外国人等の背景事情を踏まえた適切な労働安全衛生教育及び労働安全衛生管理を行うことにより、労働災害の防止に努める。
12. 特定技能所属機関等は、林野庁が関係業界等と協働して策定する育成・キャリア形成プログラムを参照し、技能修得や資格取得を促すなど、特定技能外国人等が適切にキャリアアップできるように努める。
13. 大都市圏その他の特定の地域に過度に集中して就労することとならないようにするために必要に応じて協議会が行う取組に協力する。
14. 特定技能所属機関等は、本協議会の構成員資格に係る基準に適合しないこととなったときは、その旨を本協議会に報告する。
15. 特定技能所属機関等及び事業者団体は、ここで定める行動規範に違反する事案を把握したときは、必要な措置を講じるとともに、当該事案について本協議会に報告する。